

東京経済大学研究活動行動規範

2013年4月24日

制定

(目的)

第1条 東京経済大学(以下「本学」という。)は、本学の研究活動に対する社会的期待に応え、また、信頼を得ることを目的に、本学において研究活動に携わる者(以下「研究者」という。)に関する基本的な行動規範を定める。

(研究者の責任と行動)

第2条 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術について責任を有し、さらに自らの専門知識、技術及び経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧に貢献するという責任を有する。

(研究者の行動)

第3条 研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(自己の研鑽)

第4条 研究者は自らの専門知識、能力及び技芸の維持向上に努めると共に、研究と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

(説明と公開)

第5条 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性及び客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

第6条 研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施及び報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(公正な研究環境の整備)

第7条 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立及び維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるように努める。

(研究費の不正使用の防止)

第8条 研究者は、研究費の使用に当たって、法令及び本学の諸規程に反し不正に使用してはならない。

2 研究者及び研究支援者は、研究費の源泉が、国等からの補助金によって賄われていることを常に留意し、研究費の使用に当たって、一切の不正がないことを合理的に説明する責任を有する。

(不正行為を知り得た時の対応)

第9条 研究者及び研究支援者が、不正行為のあることを知り得た時は、放置せず適切な処理を行わなければならない。

(法令等の遵守)

第10条 研究者は、研究の実施、研究費の使用に当たっては、研究費ごとに定められた条件、使用のルールを遵守しなければならない。

(研究対象などへの配慮)

第11条 研究者は、人を対象とする研究を行う場合には、対象者の人格、人権を尊重し福利に配慮する。

(他者との関係)

第12条 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別・ハラスメントの排除)

第13条 研究者は、研究活動において、国籍、信条などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を、一切行ってはならない。

(利益相反)

第14条 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは

異なる組織間の利益の相反に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(個人情報の保護)

第15条 研究者は、研究活動の過程で知り得た個人情報の保護に努め、適正な取扱いを行わなければならない。

(規範の改廃)

第16条 この規範の改廃は、学術研究センター運営委員会の議を経て、代議員会が行う。

付 則

この規範は、2013年(平成25年)4月24日から施行する。